

令和7年度人権啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民の人権意識を育み、県民一人ひとりが尊重される社会づくりを推進するため、県内の法人が講演会・研修会を実施する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる法人は、県内に主たる事務所を有する法人で次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 営利を目的としないこと。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当するものであること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。）の候補者(当選者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法人の役員等(理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助対象者とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ア又はイに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすもので、知事が認める事業とする。

(1) 人権問題に対する正しい知識の普及と理解を促進し、人権尊重意識の高揚を図る事業であること。

(2) 千葉県内で、広く県民の参加を募って開催する講演会・研修会事業であること。

(3) 補助対象者が自ら企画して行う事業であること。

(4) 年度内に事業が完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。

(1) 国又は県の支出する補助金等の交付を受ける事業

(2) 宗教的活動に関する事業

(3) 政治的活動に関する事業

(4) 公序良俗に反する事業

(5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業

(6) 法人の構成員のみを対象とした事業

(7) 参加者から参加のための費用を徴収する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち報償費、賃金、旅費、需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（損害保険料、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、手数料）、使用料、及び賃借料とする。

(補助金限度額)

第5条 1事業600,000円以内とし、事業ごとに補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請するときは、人権啓発事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の日程、会場及び補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で、補助対象経費の20%以内の経費の配分の変更等軽微な変更はこの限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(承認等の手続)

第8条 補助対象者は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、人権啓発事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前条第3号の規定により指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、全ての補助事業完了の日から起算して1か月以内に、人権啓発事業補助金実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 補助対象者は、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、人権啓発事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助対象者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、人権啓発事業補助金概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、補助事業を行う法人の役員等が第2条第2項各号のいずれかに該当する者である法人とする。

(書類の保管等)

第13条 補助対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に適用する。

別記 第1号様式（第6条）

人権啓発事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

年度において、人権啓発事業を下記のとおり実施したいので、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1）人権啓発事業計画書（別紙1）
 - （2）人権啓発事業収支予算書（別紙2）
 - （3）団体に関する調書（別紙3）
 - （4）法人の定款
 - （5）誓約書（別紙4）
 - （6）役員等名簿（別紙5）
 - （7）その他提案事業を理解するため参考となる資料

担当者職氏名：
電話番号：
メールアドレス：

(別紙1)

人権啓発事業計画書

事業名	
事業の目的 及び効果	
事業内容の 概要	※何を、いつ、どこで、どのようにして行うのかを記載してください。
講師等 (略歴及び 講演実績)	
参加対象者 及びその募 集方法	
参加者数	
事業実施の スケジュール	

(注) 補助事業の開催要綱等を作成している場合は添付してください。

複数の事業を提案する場合は、事業ごとに作成してください。

(別紙2)

人権啓発事業収支予算書

1 収支予算書総括表

(収入)

(単位：円)

摘 要	事 業 名			合 計
県 補 助 金				
補助事業者負担額				
合 計				

(支出)

(単位：円)

摘 要	事 業 名			合 計
補助対象経費				
補助対象外経費				
合 計				

2 収支計画書

事業名 _____

(収入)

(単位：円)

項 目	予算額	積 算 基 礎	備 考
県 補 助 金			
補助事業者負担額			
合 計			

(支出)

(単位：円)

科 目		予算額	積 算 基 礎	備 考
補 助 対 象 経 費	報 償 費			
	賃 金			
	旅 費			
	需 用 費			
	(会 議 費)	()		
	(消 耗 品 費)	()		
	(印 刷 製 本 費)	()		
	役 務 費 (通信運搬費等)			
	使用料・賃借料			
	小 計			
合 計				

(注) 補助対象経費は具体的に記入すること。

複数の事業を提案する場合は、事業ごとに作成すること。

(別紙3)

団 体 に 関 す る 調 書

団 体 名			
団体の所在地	〒		
代表者職氏名 ^{ふりがな}			
設立年月日	年 月 日		
団体の目的			
団体の種類及び根拠法令 ※1			
職 員 数	総職員数 名	事務員 名	名
主な活動地域			
これまでの主な活動 内容			
団体の財政規模 (支出ベース)	前々年度決算 円 前年度決算 円 今年度予算 円		
機関紙の発行	有	機関誌名 () 発行機関 (定期 回/年、 不定期)	無
ホームページ	有	URL	無
連 絡 責任者	氏 名 ^{ふりがな}		
	住 所	〒	
	電話・F A X		
	E-mail		
他団体等(千葉県を含む)からの資金助成及び委託の実績※2			
備 考			

※1 例) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法) など

※2 年度、相手方団体名、金額を書いてください。(過去2年間)

(別紙 4)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

補助金の交付を申請した者の役員等（理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者をいう。）が令和7年度人権啓発事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別記 第2号様式（第8条）

人権啓発事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付
決定のあった 年度人権啓発事業を次のとおり変更（中止・廃止）したい
ので、人権啓発事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請
します。

記

- 1 変更したい内容（変更部分を対照して記入すること）
- 2 変更（中止・廃止）の理由

（ 担当者職氏名：
電話番号：
メールアドレス： ）

別記 第3号様式（第9条）

人権啓発事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付
決定のあった 年度人権啓発事業補助金について、千葉県補助金等交付規
則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条の規定により関係書類を添えてその
実績を報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1）人権啓発事業補助金実績報告書（別紙1）
 - （2）人権啓発事業補助金収支決算書（別紙2）

（ 担当者職氏名：
電話番号：
メールアドレス： ）

(別紙 1)

人権啓発事業補助金実績報告書

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事業名	
主題	
期日・会場	
講師等	
参加対象者	
参加者数	

(注) 補助事業の際に配布した資料等がある場合は添付してください。

(別紙2)

人権啓発事業補助金収支決算書

1 収支決算書総括表

(収入)

(単位:円)

摘 要	事 業 名			合 計
県 補 助 金				
補助事業者 負担額				
合 計				

(支出)

(単位:円)

摘 要	事 業 名			合 計
補助対象経費				
補助対象外 経費				
合 計				

2 収支決算書

事業名 _____

(収入)

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	積 算 基 礎	備 考
県 補 助 金				
補助事業者負担額				
合 計				

(支出)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	積 算 基 礎	備 考
補 助 対 象 経 費	報 償 費			
	賃 金			
	旅 費			
	需 用 費			
	(会 議 費)	()	()	
	(消 耗 品 費)	()	()	
	(印 刷 製 本 費)	()	()	
	役 務 費 (通 信 運 搬 費 等)			
	使用料・賃借料			
	小 計			
合 計				

(注) 補助対象経費は具体的に記入すること。

複数の事業がある場合は、事業ごとに作成すること。

別記 第4号様式（第10条）

人権啓発事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確
定のあった 年度人権啓発事業補助金を千葉県補助金等交付規則（昭和
32年千葉県規則第53号）第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先
金融機関名
支店名
口座番号（普通・当座※）
口座名義人

※ いずれかに○を付してください。

本件責任者	担当者
氏 名	氏 名
所 属	所 属
役 職	連絡先
連絡先	

別記 第5号様式（第11条）

人権啓発事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付
決定のあった 年度人権啓発事業補助金を千葉県補助金等交付規則（昭和
32年千葉県規則第53号）第16条第2項の規定により下記のとおり概算払され
るよう請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名

支店名

口座番号（普通・当座※）

口座名義人

※ いずれかに○を付してください。

本件責任者	担当者
氏 名	氏 名
所 属	所 属
役 職	連絡先
連絡先	